

令和元年度

法務省事前評価実施結果報告書

令和元年 8 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画(平成31年3月29日決定)に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和元年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	
	犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査	5
	(2) 施設の整備	
	長野地方検察庁新営工事	16
	(長野地方検察庁新営工事事業評価資料)	
	沼津法務総合庁舎新営工事	26
	(沼津法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	女子中間ケアセンター（仮称）新営工事	36
	(女子中間ケアセンター（仮称）新営工事事業評価資料)	
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課における事業評価システム	47

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組の実施**（国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに，その成果に基づく取組の展開を図る。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

13 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和元年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （I-3-1）		
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	令和元年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）では，再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実行することが，重点施策として掲げられている。また，再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第11条第1項において，「国は，犯罪をした者等に対する指導及び支援については，矯正施設内及び社会内を通じ，指導及び支援の内容に応じ，犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容，犯罪及び非行の経歴その他の経歴，性格，年齢，心身の状況，家庭環境，交友関係，経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。」とされている。さらに，「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）では，犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等の取組として，その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進することとされている。

犯罪・非行をした者の特性に応じた効果的な処遇のためには，その者の特性を，客観的な指標だけでなく，本人の価値観や意識を含めて多角的に捉えることが必要である。特に，本人が，犯罪・非行の要因や自身の受けた処分についてどのように受け止めているかは，改善更生の意欲と関連し，予後にも影響を与えられられる。

法務総合研究所研究部では，平成2年以降，10年，17年及び23年に少年鑑別所入所者及び若年受刑者等を対象とした意識調査を行ったが（各年版犯罪白書に掲載），前回調査から一定期間が経過している上，同調査は少年及び若年を対象としたもので，他の年齢層を含めた犯罪・非行をした者の意識調査は未だ実施されていない。

そこで，本研究では，少年・若年層に限定せず，犯罪や非行に関する意識を中心として，犯罪・非行をした者の意識調査を行うこととする。これにより，有効な指導・支援の内容や方法の検討に資する資料を提供することが可能となる。また，本研究は5年ないし10年の周期で定期的に行うことを想定しており，犯罪・非行をした者の意識における経年変化を捉えることで，時代に即した新たな施策を打ち出すことにもつながり得る。なお，当部において過去に実施した少年・若年を対象とする意識調査の質問項目を一部用いることで，各調査結果との比較も可能である。

（2）目的・目標

犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識等を明らかにし，犯罪・非行をした者に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供する。

（3）具体的内容

- ア 研究期間
令和2年度から3年度までの2か年
- イ 研究内容

(ア) 調査対象者

調査期間内に刑務所に入所した受刑者，保護観察所で保護観察を開始した者，少年院に入院した者（又は少年鑑別所に入所した者）

(イ) 調査項目

調査内容は，生活意識や，自身が犯罪や非行に至った要因や処分に対する受け止めを中心とした意識調査とする。なお，過去に当部において行った少年・若年者を対象とする意識調査においては，家庭関係，交友関係，周囲の人々との関係，学校生活に対する意識，就労に対する意識，地域社会に対する意識，社会に対する意識，態度・価値観，対人感情，非行・犯罪に対する意見，非行・犯罪等をする者に対する意見，心のブレーキ，これからの生活で大切なこと，自分の生き方に対する満足度，非行・犯罪要因についての認識，処分の重さに対する意識と処分後の態度，処分を受けて役に立ったことに関する認識，再非行・再犯に及んだ要因に関する認識，今後の生活や立ち直りに必要なこと等を質問しており，これらを参考とするほか，犯罪・非行をした者の特性に関する国内外の研究も参考とする。

ウ 調査方法

調査に係る費用の予算措置が適切になされることを前提に，上記調査項目を記載した質問票を用いて任意で回答を求め，別途，調査対象者の非行名・罪名等の基本的情報を調査対象者の在所施設からの回答により確認して行う。

エ 分析方法

分析においては，①全体の結果から，犯罪・非行をした者に共通する特徴を見いだすこと，②属性別に結果を比較することで，それぞれの特徴を見いだすこと，③過去の意識調査と結果を比較することで，最近の若年受刑者（及び少年鑑別所入所者）の特徴を見いだすことなどが考えられる。

オ 成果物の取りまとめ

調査・分析の結果を取りまとめて，犯罪白書等として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名，法務省の他部局員4名の計11名により構成）において，本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上，評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について，平成31年4月24日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ，評価基準第4の1に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究は，政府の「再犯防止推進計画」等に基づき，犯罪をした者等の特性に応じ，その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究となるところ，犯罪・非行をした者の特性に応じた効果的な処遇のためには，その者の特徴を，客観的な指標だけでなく，本人の価値観や意識を含めて多角的に捉えることが必要であり，特に，本人が，犯罪・非行の要因や自身の受けた処分についてどのように受け止めているかは，改善更生の意欲と関連し，予後にも影響を与えると考えられる。そのような観点から，再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって，法務省の重要な施策に密接に関連し，実施の必要性が極めて高い。代替性の有無という観点からは，調査期間内に刑務所

に入所した受刑者、保護観察所で保護観察を開始した者、少年院に入院した者（又は少年鑑別所に入所した者）らを対象として、調査票を用いた調査を実施し、分析する予定であるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難である。早期実施が求められるテーマであるかとの観点からは、法務総合研究所研究部では、平成2年、10年、17年及び23年に少年鑑別所入所者及び若年受刑者等を対象とした意識調査を行っているが、前回調査から一定期間が経過している上、同調査は少年及び若年を対象としたもので、他の年齢層を含めた犯罪・非行をした者の意識調査は未だ実施されていないことから、再犯防止施策を進める上でも、実施が急務である。このように、必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められた。

（効率性の評価項目）

調査の対象は、一定期間において、刑務所に入所した受刑者、保護観察所で保護観察を開始した者、少年院に入院した者（又は少年鑑別所に入所した者）とし、調査内容は、生活意識や、自身が犯罪や非行に至った要因や処分に対する受け止めを中心とした意識調査とする予定であり、十分な対象者数を確保する予定である。したがって、調査対象の設定は、未だ具体的でない部分もあるものの、研究の趣旨・目的に照らし適切なものとなる見込みである。本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、犯罪者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、受刑者ら自身が任意に記載する調査票等に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、適切な実施体制、手法であると見込まれる。研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しないことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的と見込まれる。このように、効率性を評価する3項目については、30点中27点であったことから、本研究は、効率的になされるものと見込まれる。

（有効性の評価項目）

本研究は、犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識等を明らかにし、犯罪・非行をした者に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供するものとして、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、多様な検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。このように、有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと見込まれる。

（総合評価）

したがって、総合的評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があることが見込まれる」と評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

令和元年8月2日～21日

（2）実施方法

持ち回り審議

（3）意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*1}
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 3-1 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
- 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）^{*2}
 - 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する。

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

*2 「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究となる。犯罪・非行をした者の特性に応じた効果的な処遇のためには、その者の特徴を、客観的な指標だけでなく、本人の価値観や意識を含めて多角的に捉えることが必要であり、特に、本人が、犯罪・非行の要因や自身の受けた処分についてどのように受け止めているかは、改善更生の意欲と関連し、予後にも影響を与えられとされる。再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	調査期間内に刑務所に入所した受刑者、保護観察所で保護観察を開始した者、少年院に入院した者（又は少年鑑別所に入所した者）らを対象として、調査票を用いた調査を実施し、分析する予定であるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難である。したがって、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	法務総合研究所研究部では、平成2年以降、10年、17年及び23年に少年鑑別所入所者及び若年受刑者等を対象とした意識調査を行っているが、前回調査から一定期間が経過している上、同調査は少年及び若年を対象としたもので、他の年齢層を含めた犯罪・非行をした者の意識調査は未だ実施されていないことから、再犯防止施策を進める上でも、実施が急務である。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	調査の対象は、一定期間において、刑務所に入所した受刑者、保護観察所で保護観察を開始した者、少年院に入院した者（又は少年鑑別所に入所した者）とし、調査内容は、生活意識や、自身が犯罪や非行に至った要因や処分に対する受け止めを中心とした意識調査とする。また、十分な対象者数を確保する予定である。したがって、未だ具体的でない部分もあるものの、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、犯罪者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、受刑者ら自身が任意に記載する調査票等に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、適切な実施体制、手法であると見込まれる。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しないことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的と見込まれる。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、犯罪・非行をした者の生活意識及び犯罪・非行に関する意識等を明らかにし、犯罪・非行をした者に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供するものとして、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、多様な検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 67点

令和元年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（長野地方検察庁新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-15-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和元年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

現在、長野地方検察庁等が入居する長野法務総合庁舎は、昭和40年に建築された建物であり、経年による建物や設備の老朽化が著しいことに加え、所要の耐震強度が不足している。また、業務の質の変化や量の増加に対応した必要な諸室を整備するには面積が不足している。これらの機能不備等により、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

(2) 目的・目標

現在の法務総合庁舎敷地に、長野地方検察庁庁舎を整備し、現状施設の耐震強度不足、老朽及び狭あいの解消を図ることを目的とする。

また、隣接する敷地を利用して、耐震強度不足、老朽の解消、施設の集約立体化及び地区内の防災拠点化等を目的とした長野第1地方合同庁舎の整備が検討されているところ、合同庁舎整備と工程上等で連携することにより、街区全体の効率的な官庁施設整備を図ることを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：長野県長野市大字長野旭町1108

事業時期：令和2年度から

延べ面積：5,135平方メートル

入居庁：長野地方検察庁・長野区検察庁

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。

事業計画の必要性：102点

- ・ 経年による建物の老朽が進んでいる上、既存庁舎は面積が不十分なほか、耐震基準を満たしていない。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の合理性：100点

- ・ 本計画により、地方合同庁舎と工程上連携した整備をすることで、街区全体の整合的かつ効率的な官庁施設整備を行うことが可能となる一方、他の案^{*1}では、仮庁舎敷地の確保が事実上困難となり、法務総合庁舎の建て替えによる老朽及び狭あいが解消できず、事業案と同等の性能を確保できない。

(3) 基本機能 (B 1) 及び付加機能 (B 2) が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能 (B 1) *2 (別添資料 5 ページ) : 133点

- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能 (B 2) の評価*3 (別添資料 6 ページ) において、特に充実した取組 (A 評価*4) 及び充実した取組 (B 評価*5) が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳 (3 項目)

①人権 (被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画)、②環境保全性 (特別な省エネ機器の導入、自然エネルギー利用のための特別な対策、耐熱性向上のための特別な対策、木材利用促進) 及び③保安性 (保安性の確保、被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫) に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価の内訳 (2 項目)

①防災性 (保管室の防火性能の確保) 及び②耐用・保全性 (可動間仕切の活用) に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C 評価の内訳 (2 項目)

①地域性及び②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上 (1)、(2) 及び (3) より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和元年 8 月 2 日～21 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

現在地での耐震改修を想定したもの。

*2 「基本機能 (B 1)」

基本性能 (B 1) が基準レベル (100点) 以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果 (B 2) に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準 (平成 6 年 12 月 25 日付け建設省告示第 2379 号)」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」(C 評価) とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性について

の基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」


B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

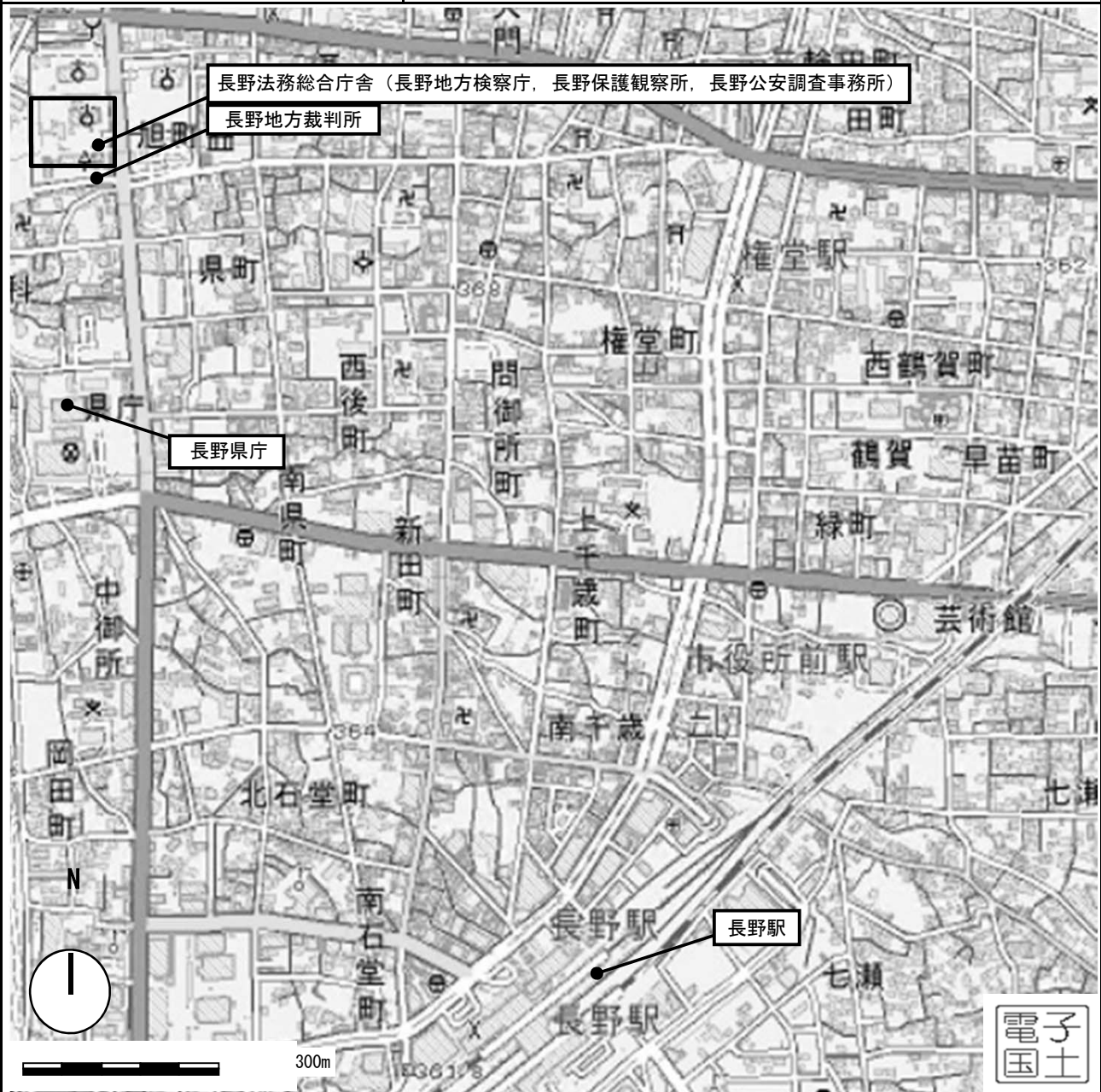
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

長野地方検察庁新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例	主要施設
 <p>行政施設, 交通施設, 現在地, 計画地</p>	<p>[裁判所] 施設名: 長野地方裁判所 移動距離: 0.05 km</p>



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	長野地方検察庁・長野区検察庁	JR長野駅より徒歩約25分
2	長野保護観察所	同上
3	長野公安調査事務所	同上

2 整備方針

○ 検察庁	
目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
業務効率、検察官 支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ 協働執務体制への配慮
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

検察業務の質的・量的変化への対応

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点
		100	80	70	60	50		
老朽	木造	保安度2.50以下	3.50以下	4.00以下	4.50以下	5.00以下	40	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	70%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	6,000以下	90	
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの	緊急に返還すべきもの	期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合					なるべく速やかに返還すべきもの		
	事務能率低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済または7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域性上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい支障のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適		位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新築の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの						国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。
加算点(法務総合庁舎計画等)							102	

主要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					評価点
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1 自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
規模	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				1.1 整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シミュレーション等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない	1.0 都市計画等と整合しない
構造	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0 規模未定
構造	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある			1.0
	単独庁舎、総合庁舎	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	1.0 総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎としての整備条件	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特別な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特別な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)							133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

令和元年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（沼津法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-15-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和元年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

沼津法務総合庁舎の建物は昭和35年に建築され、経年による老朽に加えて、海に近いことから、潮風により鉄部を始めとした建物各部の傷みが顕著な状況になっている。

また、昭和53年に一部増築されているが、現行必要な諸室を整備するには面積不足である上、建物内の動線が複雑であり、業務効率の低下を招いている。

そのほか、必要な駐車スペースが十分に確保されていない等、機能不備により来庁者への対応に支障を来している状態にあり、その解消が求められている。

（2）目的・目標

業務効率の改善及び合理化を図るとともに、老朽、面積不足及び機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

（3）具体的内容

事業場所：静岡県沼津市御幸町22-1

事業時期：令和2年度から

延べ面積：6,723平方メートル

入居庁：静岡地方検察庁沼津支部・沼津区検察庁、静岡刑務所沼津拘置支所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：100点

- ・ 既存庁舎は面積が不十分な上、経年による建物の老朽が進んでいる。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

- ・ 建物の老朽により躯体の損傷が著しいほか、矯正施設の機能を満足させることができる施設は周辺になく、既に増築が行われており、当該敷地にこれ以上の増築は困難なことから、同等の性能が確保できる他の案^{*1}は実現不可能である。

（3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*2}（別添資料6ページ）：121点

- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価*³（別添資料7ページ）において、特に充実した取組（A 評価*⁴）及び充実した取組（B 評価*⁵）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア） A評価の内訳（4項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被疑者，被收容者，保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画，来庁者の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（特別な省エネ機器の導入，自然エネルギー利用のための特別な対策，断熱性向上のための特別な対策，木材利用促進），③防災性（浸水への特別な対策，保管室の防火性能の確保）及び④保安性（保安性の確保，被疑者，被收容者，保護観察対象者の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ） B評価（1項目）

①耐用・保全性（可動間仕切の活用）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ） C評価の内訳（2項目）

①地域性及び②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

令和元年8月2日～21日

（2）実施方法

持ち回り審議

（3）意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

民借及び現在地での増築を想定したもの

*2 「基本機能（B 1）」

事業計画の効果（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

沼津法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

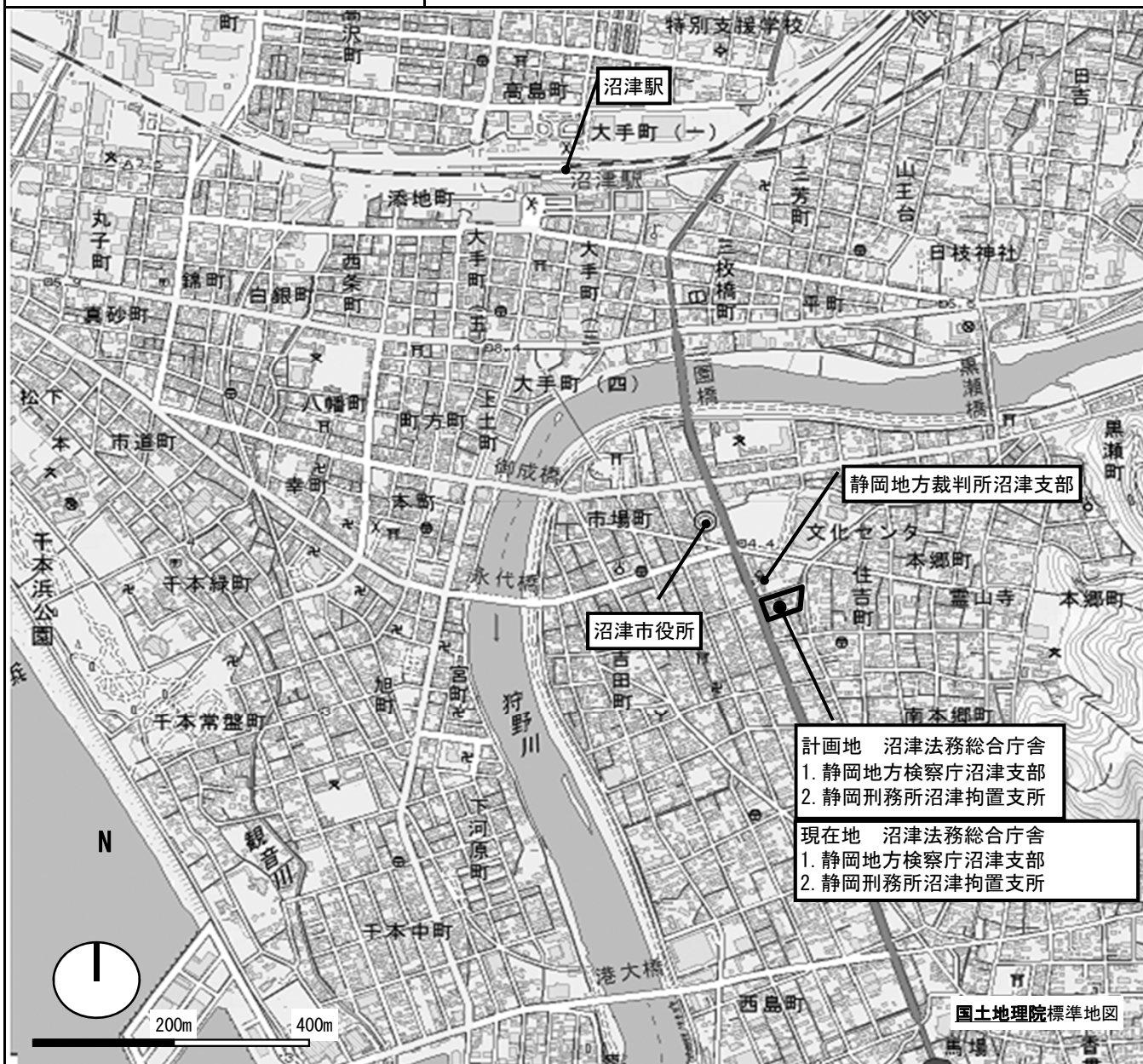
凡例 主要施設



行政施設, 交通施設, 現在地,
計画地

〔裁判所〕

施設名: 静岡地方裁判所沼津支部
移動距離: 0.1km



計画地 沼津法務総合庁舎
1. 静岡地方検察庁沼津支部
2. 静岡刑務所沼津拘置支所
現在地 沼津法務総合庁舎
1. 静岡地方検察庁沼津支部
2. 静岡刑務所沼津拘置支所

官署No.	官署名称	アプローチ
		〔鉄道〕
1	静岡地方検察庁沼津支部	JR沼津駅より徒歩約15分
2	静岡刑務所沼津拘置支所	同上

2 整備方針

○ 検察庁支部

目的	方針
<p>来庁者対応機能の充実 検察業務への理解</p>	<p>○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	<p>○ バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
	<p>○ 駐車場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
<p>犯罪被害者等への配慮</p>	<p>○ 犯罪被害者等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
<p>業務効率、検察官 支援機能の充実</p>	<p>○ 調室機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	<p>○ 付随機能等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
	<p>○ 窓口機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	<p>○ 保管機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠品庫及び記録保存庫のスペースの充実 ・ 証拠品庫及び記録保存庫の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
<p>防犯性の向上</p>	<p>○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

検察業務の質的・量的変化への対応

○ 拘置支所		
目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安全管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室，面会室等の機能改善 ・面会室，待合室の充実
	円滑な業務の遂行	○調室，面接調査室等の機能改善 ・調室，面接調査室等の充実
	被収容者の処遇，生活環境の改善	○居室（単独室，共同室）の機能改善 ・居室（単独室，共同室）の採光，通風等良好な環境の確保
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応

○ 共通	
	方針
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修及び取壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
			借用期限が切れ即立退が必要なもの	借用期限が切れないと窮乏となるもの	緊急に返還すべきもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの		
借用返還	立退要求がある場合									
			返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合	区画整理等施行中で早く立退かなないと窮乏となるもの	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)		
分散	事務能率低下、連絡困難								同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
			街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	区画整理等施行中で早く立退かなないと窮乏となるもの	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)		
都市計画の関係	地域性上の不適								都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	
			位置の不備	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		
立地条件の不良	地盤の不良								地盤沈下、低湿地又は排水不良等維持管理が不可能に近いもの	
			必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		
衛生条件の不良	採光、換気不良								法令による基準より相当低いもの	
			法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの		
加算点(法務総合庁舎計画等)										
合計										100

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	0.9	建設までの用地取得計画が不明確	0.5
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.0
規模	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	案件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要なる面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件 機能性等	単独行舎の場合 総合庁舎の場合	単独行舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要 総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
			標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要なる機能等が満たされる計画である	適切な構造、機能として計画されている	適切な構造、機能として計画されていない	1.0
<p style="text-align: center;">評価点 (各係数の積 × 100倍)</p>						121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

令和元年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（女子中間ケアセンター（仮称）新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-15-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和元年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

全国の女子刑務所における被収容者については、要介護や要支援が必要な高齢者、アルコールや薬物などの依存症を有する者に加えて、医療施設で治療を終えたものの、引き続きリハビリ等の継続的改善処遇が必要な者の割合が高くなっており、職員は網羅的に対応せざるを得ない状況であり、過大な負担が慢性的に生じている。

また、既存施設では、これらの女子被収容者の特性に応じた効果的な処遇やリハビリ等を実施する環境が整っていないため、これら継続的改善処遇を必要とする者を収容する新たな専門施設の整備が必要であり、その運営に当たっては、医療との連携が不可欠である。

（2）目的・目標

新たに女子被収容者の特性に応じた効果的な処遇やリハビリ等を実施する女子収容施設を整備し、これらの対象者を各施設から集約することで、効率的かつ質の高い改善処遇を行った上で、元の各施設に戻すことにより、中間ケアセンターとして位置づけ、職員の負担の解消とともに、女子被収容者の十分な改善指導及び社会復帰を図ることを目的とする。

（3）具体的内容

事業場所：東京都昭島市もくせいの杜二丁目
 事業時期：未定
 延べ面積：17,637平方メートル
 入居庁：女子中間ケアセンター（仮称）

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。

事業計画の必要性：110点

- ・ 高率収容が継続している上、様々な特性を有する女子被収容者に対して職員は、網羅的に対応せざるを得ない状況にあり、過大な負担が慢性的に生じている。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の合理性：100点

- ・ 継続的な改善処遇が必要な女子被収容者を集約することで、施設・設備・各職員の業務負担の合理化・効率化及び改善処遇の質の向上を図ることができる。なお、

各女子収容施設においては、どの施設も敷地内に増築可能なスペースがないことから、同等の性能が確保できる他の案^{*1}は実現不可能である。

(3) 基本機能 (B 1) 及び付加機能 (B 2) が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能 (B 1) ^{*2} (別添資料 5 ページ) : 120点

- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。
- ・ 都市計画と連動した一体的な整備を図ることができる。

イ 付加機能 (B 2) の評価^{*3} (別添資料 6 ページ) において、特に充実した取組 (A 評価^{*4}) 及び充実した取組 (B 評価^{*5}) が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳 (3 項目)

①人権 (地域住民の人権に配慮した建物計画, 被収容者等の人権に配慮した建物計画, 来庁者の人権に配慮した建物計画), ②環境保全性 (特別な省エネ機器の導入, 自然エネルギー利用のための特別な対策, 断熱性向上のための特別な対策, 木材利用促進) 及び③保安性 (保安性の確保, 被収容者の監視を容易にする工夫) に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価の内訳 (2 項目)

①防災性 (保管室の防火性能の確保) 及び②耐用・保全性 (可動間仕切の活用) に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C 評価の内訳 (2 項目)

①地域性及び②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上 (1), (2) 及び (3) より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和元年 8 月 2 日～21 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

各女子収容施設のいずれかの施設において、集約のための増築を想定したもの。

*2 「基本機能 (B 1)」

事業計画の効果 (B 1) が基準レベル (100点) 以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果 (B 2) に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び

構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合



*5 「B評価」

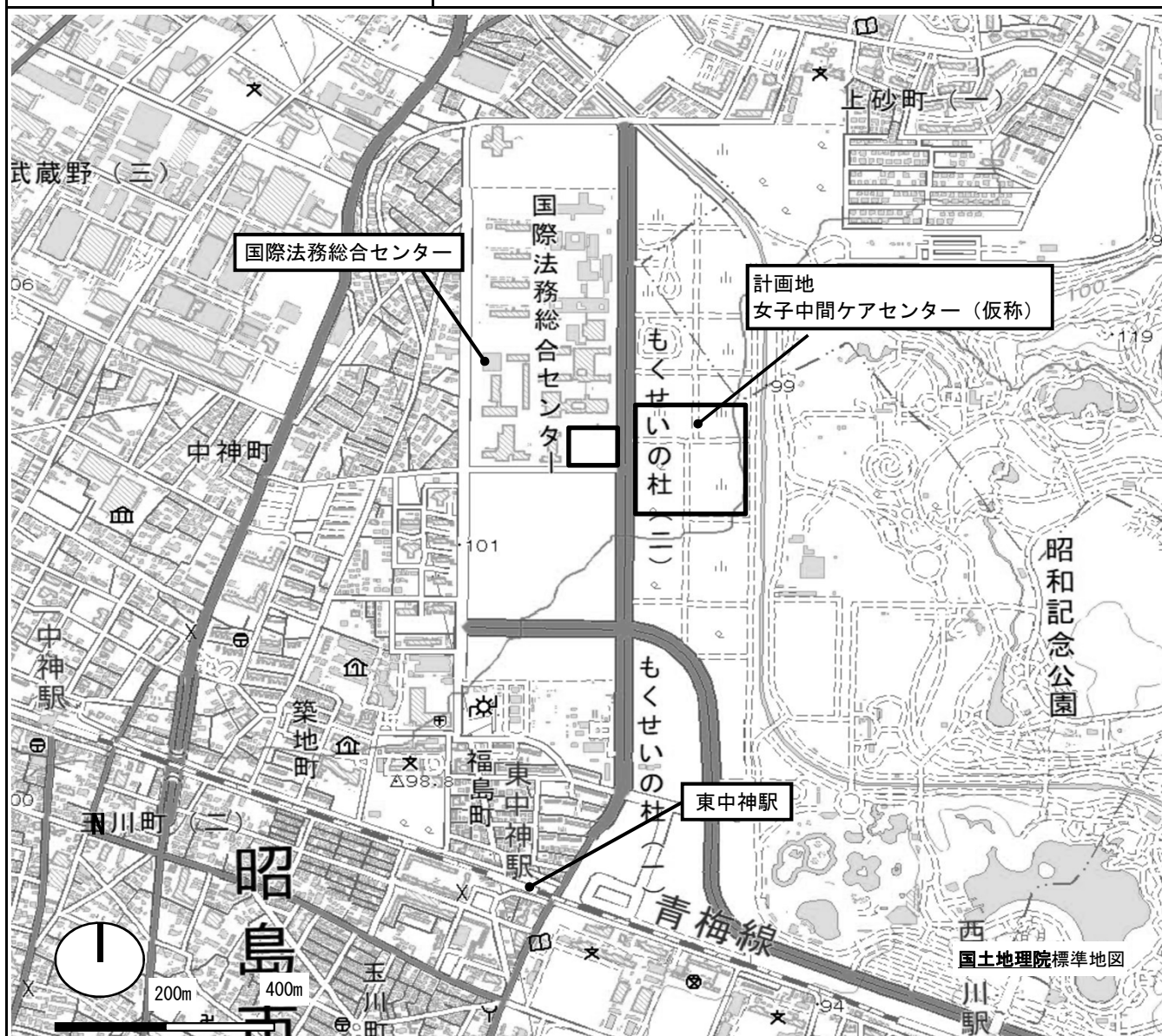
C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

女子中間ケアセンター（仮称）新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設

- 
 行政施設, 交通施設, 現在地,
- 
 計画地



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	女子中間ケアセンター (仮称)	JR東中神駅より徒歩約15分

2 整備方針

○ 女子中間ケアセンター（仮称）

目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和 ○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮	
	来訪者対応機能の充実 ○面会待合室、面会室等の機能改善 ・面会室、待合室の充実	
	円滑な業務の遂行 ○調室、面接調査室等の機能改善 ・調室、面接調査室等の充実	
	被收容者の処遇、生活環境の改善 ○居室（単独室、共同室）の機能改善 ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保	
	職員の執務環境の向上 ○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応	
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
		○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上 ○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）	

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●新規施設の場合

計画理由	内容	評 点							備 考	評点	
		100	90	80	70	60	50	40			
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの									
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する			当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい				100
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの			
加算点(特々計画)										10	
合計										110	

主要要素
 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果 (B1)

事業計画の効果 (B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管予定、公有地等の備用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は長有地を長期間借借可能なもの	0.9	建設までの用地取得計画が不明確	0.5
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	0.8	自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	1.0
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり	0.7	整備の見込みなし	1.1
規模	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	0.9	案件整備により都市計画等との整合が可能	0.9
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	0.8	敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	0.7	規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、用地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	0.9	駐車場等の確保に支障がある	1.1
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件		単独行舎としての整備が適当	0.8	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
	整備条件		総合庁舎としての整備条件が整っている	0.7	総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
機能性	機能性等	適切な構造・機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特別な施設で必要な機能が満たされる計画である	0.8	適切な構造・機能として計画されていない	1.0
	評価点	評価点 (各係数の積 × 100倍)				120

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

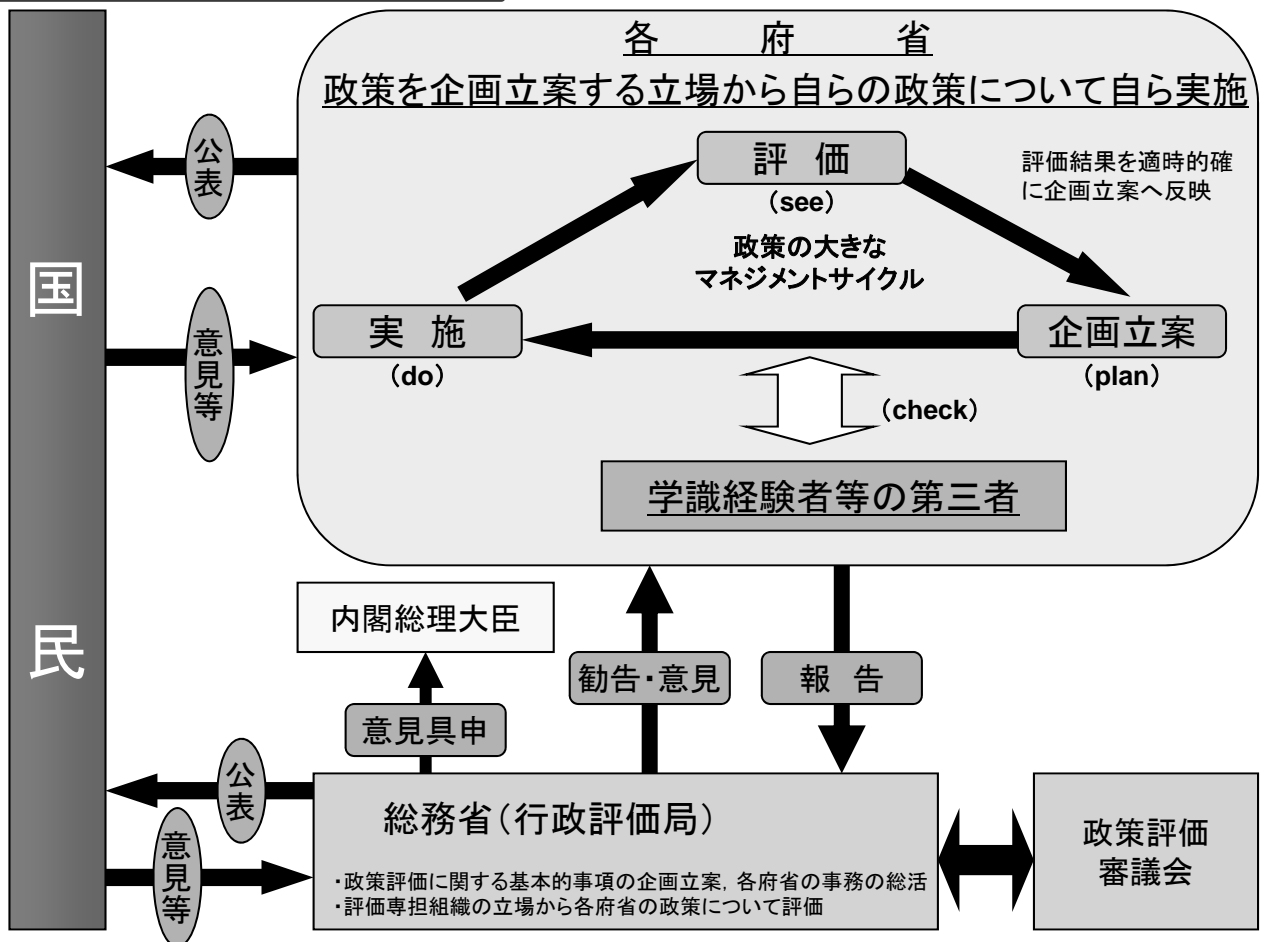
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

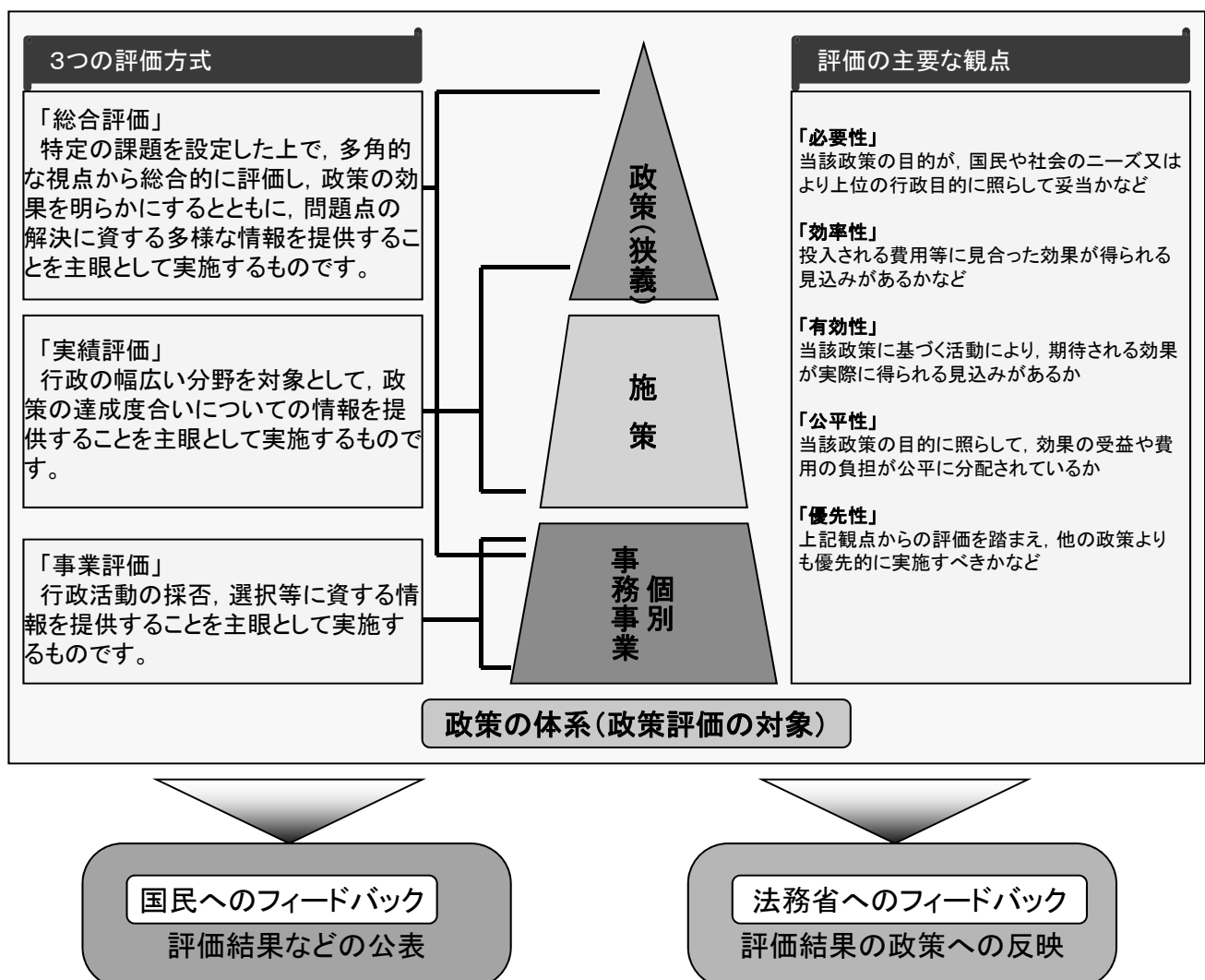
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

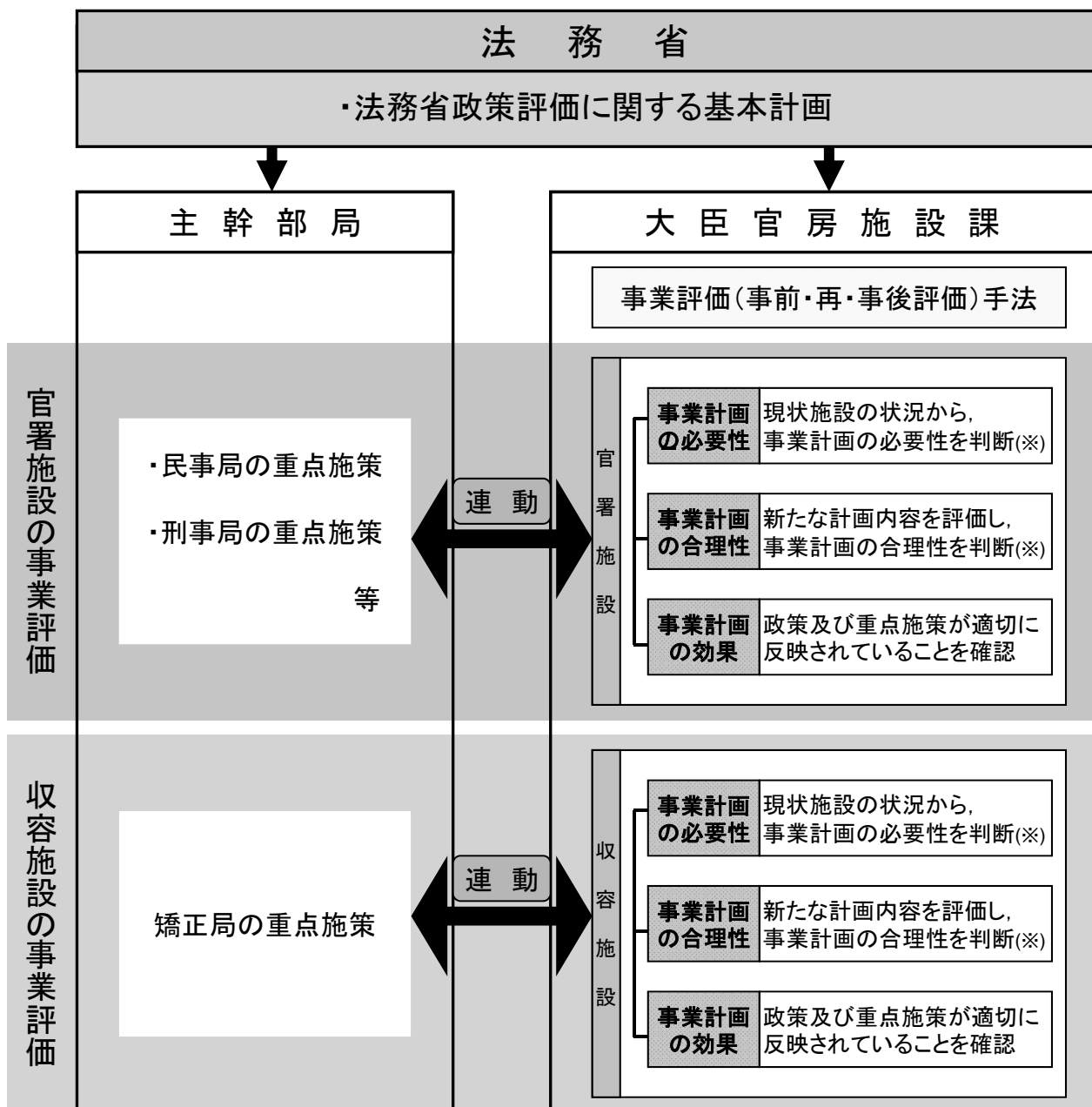
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

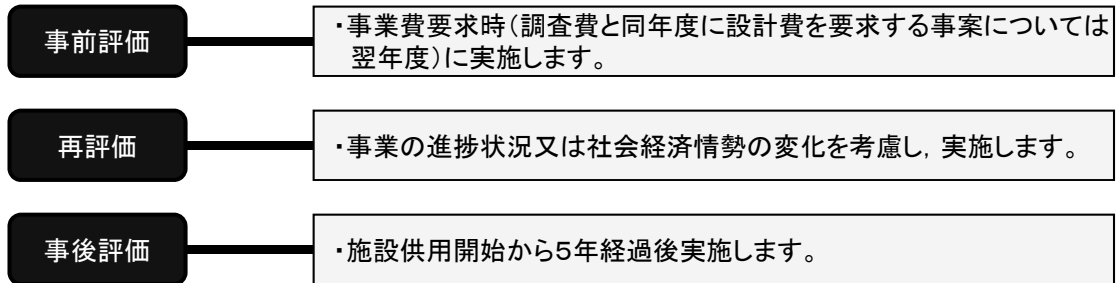


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

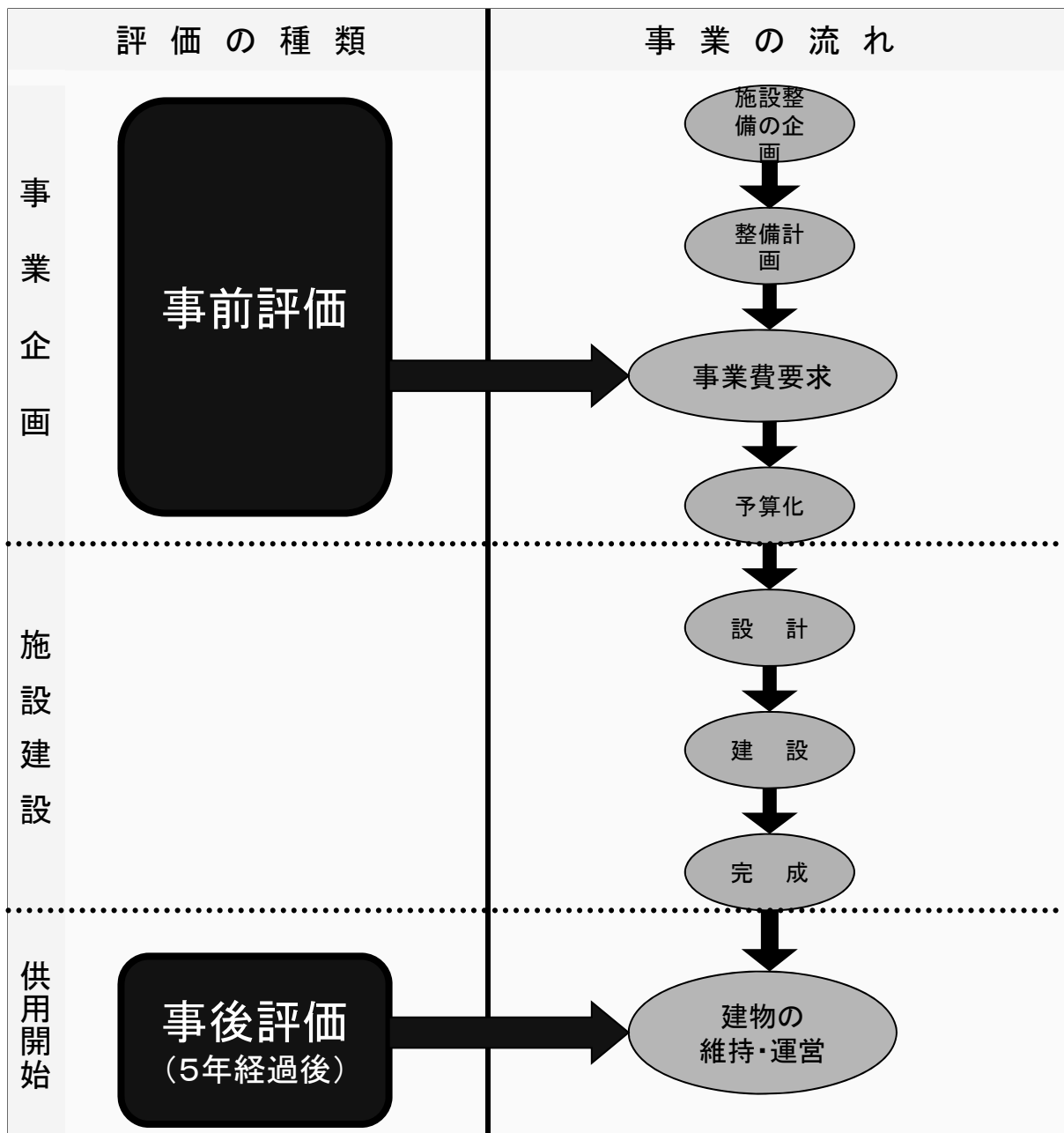
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

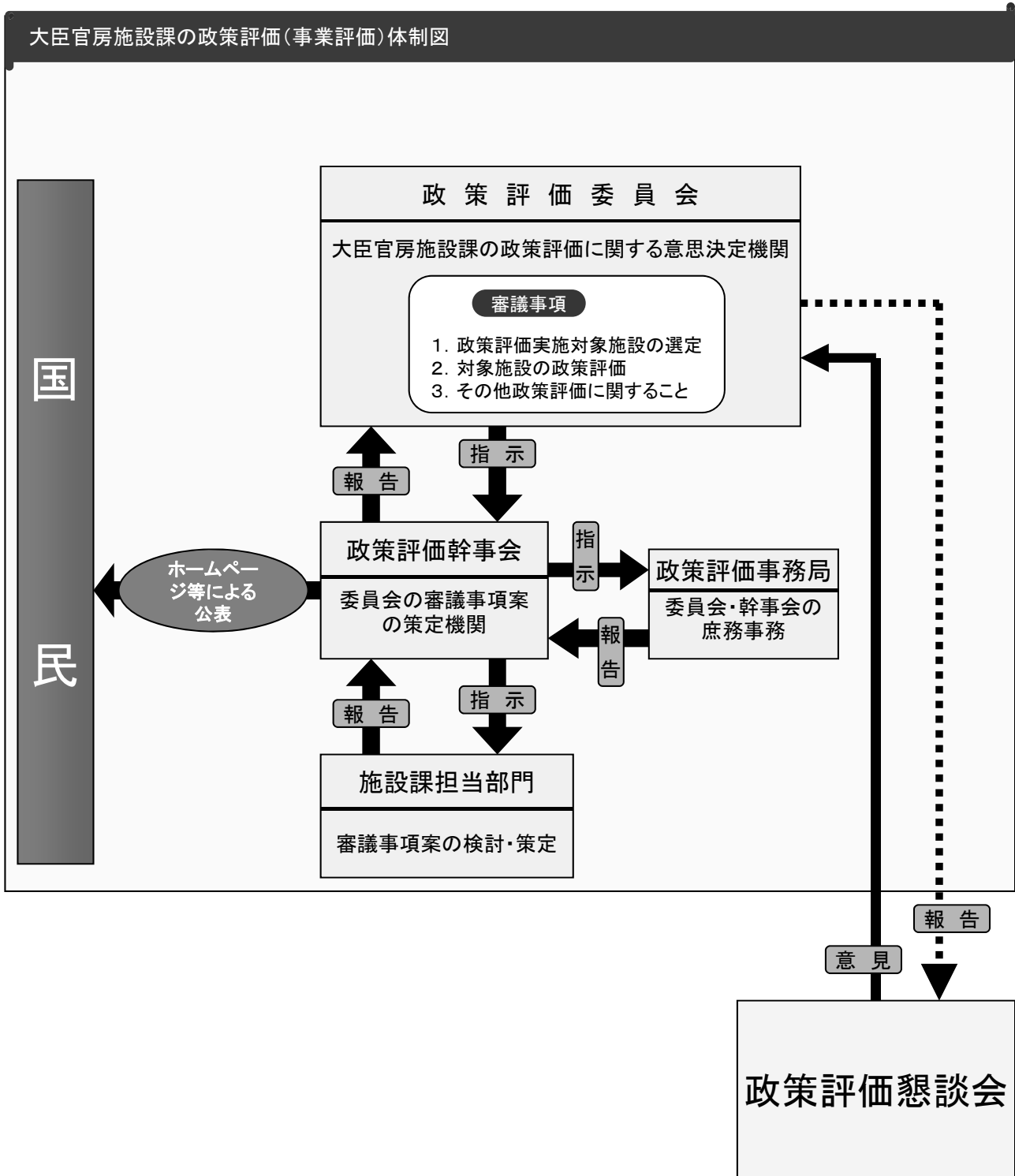


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借入返還	立退要求がある場合		借入期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不道			位置が不道当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移設及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>